

## 国民年金保険料は口座振替がお得です

国民年金保険料の納付は、口座振替が利用できます。

口座振替は、当月分の保険料を当月末に振替納付することで月々50円割引される早割制度や現金納付より割引額が多い6か月前納、1年前納、2年前納（申請締切は2月中旬）もあり、大変お得です。（間に合わなかった場合は、前納の適用開始が半年から1年程度遅くなります）

口座振替を希望される方は、納付書又は年金手帳、通帳、金融機関届出印を持参の上、ご希望の金融機関又は佐賀年金事務所にお申し出ください。

### ※問合せ先

佐賀年金事務所

☎0952-31-4191

住民課 保険年金係

☎92-7934

## 児童扶養手当が年6回払いになります

児童扶養手当法が一部改正され、下表のとおり、11月分の児童扶養手当から支払回数を、年3回（4か月分ずつ）から年6回（2か月分ずつ）に見直されました。

11月分からは、奇数月に年6回、各2か月分を受け取ることができます。

### ※問合せ先

こども課 こども家庭係

☎92-7968

| 支払月 | 2018年（現行） | 2019年 | 2020年以降 |
|-----|-----------|-------|---------|
| 4月  | 4か月分      | 4か月分  |         |
| 5月  |           |       | 2か月分    |
| 6月  |           |       |         |
| 7月  |           |       | 2か月分    |
| 8月  | 4か月分      | 4か月分  |         |
| 9月  |           |       | 2か月分    |
| 10月 |           |       |         |
| 11月 |           | 3か月分  | 2か月分    |
| 12月 | 4か月分      |       |         |
| 1月  |           | 2か月分  | 2か月分    |
| 2月  |           |       |         |
| 3月  |           | 2か月分  | 2か月分    |

※表に記載している月分は、支払月の前月までの手当の月分です

## 要介護認定者に係る障害者控除・特別障害者控除の申請を受け付けます

町では、介護保険の要介護認定を受けている方に、所得税及び町県民税の障害者控除を受けるための障害者控除対象者認定書を申請により交付します。

### ▽申請対象者

介護保険の要介護認定で要介護1～5までの認定を受けている65歳以上の方

※認知症高齢者と障害高齢者の

日常生活自立度が両方ともほぼ自立の方は認定されません。

※身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方は対象外です。

※本人、又は本人を扶養している方が申請できます。

### ▽申請方法

申請対象者には、1月下旬に申請書を郵送していますので、

確定申告前に申請書を健康福祉課高齢福祉係（役場1階）に提出してください。

### ▽申請時に必要なもの

・申請書（1月下旬に郵送）  
・印鑑

※申請・問合せ先

健康福祉課 高齢福祉係

☎92-7964

## 確定申告に使用する介護保険主治医意見書の内容確認書の申請を受け付けます（おむつに係る費用の医療費控除について）

確定申告において、寝たきり状態にあること、治療おむつの使用が必要であることについて医師が発行した証明書によりおむつ代が医療費控除の対象として認められますが、おむつ代の医療費控除を受けるのが2年目以降である方は、医師が発行したおむつ使用証明書がなくても次の条件を満たす場合、おむつ代が医療費控除の対象として認められる場合があります。

### ▽対象者

おむつ代について医療費控除を受けるのが2年目以降である方で、①要介護認定に係る主治医意見書の内容を確認した書類、又は②主治医意見書の写しにより、寝たきり状態にあること、及び尿失禁の発生可能性があることが確認できる方

に申請書を郵送しています。確定申告前に申請書を健康福祉課高齢福祉係に提出してください。

※確定申告以外にこの証明書の使用はできません。

### ▽申請時に必要なもの

・申請書（1月下旬に郵送）  
・印鑑

※申請・問合せ先

健康福祉課 高齢福祉係

☎92-7964

# ご存じですか 高額医療・高額介護合算制度



## ■ 高額医療・高額介護合算制度とは？

医療と介護の両方のサービスを利用している世帯の負担を軽減するもので、1年間に支払った医療保険と介護保険の自己負担額（高額療養費等を除く）を合計し、負担限度額を超えた場合に、その超えた金額を支給します。

**支給対象：**各医療保険における世帯内で、医療保険と介護保険の両方に自己負担がある世帯

**支給額：**医療保険と介護保険の自己負担額（高額療養費、高額介護サービス費を差し引いた額）を合算した額から下表の【世帯の負担限度額（平成29年度分）】を差し引いた額が支給されます。ただし、支給額が500円を超えない場合は支給されません。また、特定福祉用具購入費、住宅改修費、食費・居住費、差額ベッド代等の保険外費用は合算対象になりません。

### 【世帯の負担限度額（平成29年度分）】

| 後期高齢者医療保険又は<br>国民健康保険（70～74歳）<br>+ 介護保険 |      | 国民健康保険（70歳未満）<br>+ 介護保険 |       |
|-----------------------------------------|------|-------------------------|-------|
| 現役並み所得者<br>（注1）                         | 67万円 | 所得が901万円を<br>超える        | 212万円 |
| 一般（注2）                                  | 56万円 | 所得が600万円を<br>超え901万円以下  | 141万円 |
| 低所得者Ⅱ                                   | 31万円 | 所得が210万円を<br>超え600万円以下  | 67万円  |
| 低所得者Ⅰ                                   | 19万円 | 所得が<br>210万円以下          | 60万円  |
|                                         |      | 低所得者（注3）                | 34万円  |

注1：現役並み所得者とは、70歳以上の方で医療保険の自己負担割合が3割となっている方です。

注2：一般とは、現役並み所得者（上位所得者）、低所得者Ⅰ、低所得者Ⅱ以外の方です。

注3：低所得者とは、世帯全員が市町村民税非課税の方です。

※70歳以上の方は、低所得者の区分がⅠとⅡに分かれています。世帯全員の所得が一定以下（年金収入80万円以下等）の場合は、Ⅰの所得区分が適用されます。

※8月から翌年7月までの12か月間が合算対象期間になります。

※所得区分は、基準日（7月31日）現在における加入医療保険での高額療養費の限度額区分を適用します。

基準日（7月31日）現在、国民健康保険又は後期高齢者医療保険に加入している方のうち、高額医療・高額介護合算制度の支給対象と思われる世帯には、12月中旬に申請の案内を送付しますので、住民課保険年金係まで申請してください。なお、下記に該当する方には、申請の案内ができない場合がありますので、上記の制度内容を参考にして支給対象となるか確認してください。

**合算対象期間（平成29年8月～平成30年7月）に、**

- ・転入や転出、町内転居、世帯分離等の世帯の異動をされた方
- ・他の健康保険から国民健康保険や後期高齢者医療保険に移られた方

### 【時効についての留意点】

高額介護合算療養費は基準日の翌日から2年を経過すると時効となり、支給ができなくなります。  
申請は基準日の翌日から2年の間に行ってください。

問合せ先 ・基山町役場 住民課 保険年金係 ☎92-7934  
・佐賀県後期高齢者医療広域連合 ☎0952-64-8476  
・鳥栖地区広域市町村圏組合 介護保険課 ☎81-3315